

令和 7 年 11 月 度  
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 11 月 25 日 (火) 午後 1 時 30 分～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について  
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 4 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員 (12 名)

1 番 櫻井 正彦	3 番 新井 茂	4 番 石原 郷士
5 番 今泉 達夫	6 番 大澤 恵美子	7 番 木村 修一
8 番 清水 照夫	9 番 根岸 千春	10 番 星野 邦夫
11 番 星野 健一	12 番 星野 文雄	13 番 小林 利信

5. 欠席した農業委員 (1名)

2 番 赤石 忠秋

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (12 名)

1 番 岩澤 道行	2 番 大澤 弘樹	3 番 大塚 孝一
4 番 小倉 正範	5 番 尾澤 勝	6 番 鎌木 久永
7 番 小磯 勝美	8 番 鈴木 伸一	10 番 高草木 国雄
11 番 武裕士	12 番 松井 正和	13 番 柳澤 照雄

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (1名)

9 番 関口 光則

8. 出席した事務局職員 (3 名)

事務局長 山銅敏男 係長 山本 賢 主任 田村 翼

事務局 それでは、これより令和7年11月の農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は12名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は12名となります。

それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。今日は総会が終わったら、研修会または桐生競艇場での懇親会がありますので、皆さんの協力のもとにスムーズに案件が承認されますことをお願い致しまして、始めたいと思います。よろしくお願ひ致します。

事務局 ありがとうございました。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

#### 会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年11月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年11月25日、一日限りといたします。

#### 議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「5番：今泉 達夫 委員」と「6番：大澤 恵美子 委員」の両名にお願いいたします。

#### 議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので、決定を求める。令和7年11月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。今回は4件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畠、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を行いたく申請するもの。

番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり

ます。大間々町塩原、畑及び田、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、ご意見等ござりますか。

1 番委員

1 番櫻井です。備考欄の貸出期間が 10 月 1 日となっているんですけど。

事務局

申請が 9 月頃にあって、土地の所有者の相続が適正になされていなくて、相続手続きを待っている状態で 2 ヶ月継続審議というかたちで申請から時間が経ってしまったんですけど、今月の総会で出させていただいた形になります。

議 長

他にご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。

番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、区分地上権設定。被設定人、設定人合意のもと、区分地上権設定を行いたく申請するもの。

番号 4 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑、区分地上権設定。被設定人、設定人合意のもと、区分

地上権設定を行いたく申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 3 番  
議 長

番号 3 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番  
議 長

番号 4 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 4 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長 日程第 2 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」次のとおり、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請があつたので、決定を求める。令和 7 年 11 月 25 日提出。みどり市農業委員会 会長 小林利信。番号 1 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、露天資材置場用地。施設概要、露天資材置場。当初計画どおりに活用できていない土地について承継者が露天資材置場として使用するため。  
以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番  
議 長

番号 1 番について、笠懸町第 7 区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、木村です。地図の3番をご覧ください。大間々尾島線を南へ直進して50号の信号を過ぎまして、両毛線の踏切の手前に○○という喫茶店があります。その裏の道を右折して500m行った所に、中古車センターが以前あった所の十字路を右折しまして、50m位の所の右手に○○模型店の手前の通路をまた右に入って突き当たりの北側が申請の土地です。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号1番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号2番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠、当初の事業計画、建売分譲住宅用地。計画変更後の事業計画、建売分譲住宅用地。施設概要、建売分譲住宅。当初計画どおりに活用できていない土地について承継者が建売分譲住宅用地として使用するため。

以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

#### 番号2番

議長 番号2番について、大間々第8区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員 6番、大澤です。地図の4番をご覧ください。申請地は大間々尾島線、○○観光バスの駐車場、車庫の北側の道を西に入って、突き当たりを南下してずっと行きますと、大間々8区の農園、地図上では諸町市民農園となっているんですけど、その先を行ってもらって、西の道に20m位南下した東側に位置します。前と後ろは住宅地で、ブロック塀で囲われていて、家を建てても問題はないかなというところを確認しました。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号2番について採決をいたします。番号2番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員と認め、番号2番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号3番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠、当初の事業計画、建売分譲住宅用地。計画変更後の事業計画、建売分譲住宅用地。施設概要、建売分譲住宅。当初計画どおりに活用できていない土地について承継者が建売分譲住宅用地として使用するため。

以上1件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号3番  
議長

番号3番について、大間々第8区の担当委員より説明をお願いします。

6番委員

6番、大澤です。地図の4番をご覧ください。説明は先ほどと同様の場所ですので、割愛させて頂きます。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ござりますか。

12番委員

12番、星野です。先ほどの2番のところの面積が603と載っているんですけど、赤で囲った中に地番がないのと、面積が大幅に違うような感じですが。

事務局

先ほどのところですが、地図の4番をご覧ください。左側の住宅地図だとわかりにくい感じなんんですけども、当初の許可時には枝番18番という1筆だったんですけども、許可後に分筆がありまして、19番、22番、18番、20番の4つに分かれたため、地番と面積に相違がある状態になっております。なお、今回の5条申請で関係してくるところは枝番19番のところだけで、他の3つは既に完了しております。

議長

他にご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員と認め、番号3番の申請は可決いたします。

議案第3号

議長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畠。建売分譲住宅用地(5区画)、売買。建売分譲住宅用地

を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまりましたため申請するもの。以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、笠懸第 5 区の担当委員より説明をお願いします。

11 番委員

11 番、星野です。地図の 1 番をご覧ください。県道太田大間々線を南下してもらって○○園芸という、反対側に○○工務店という信号があるんですけど、その信号を越えて、その先の右側に○○というお寺があります。お寺の南側の道を右折してもらうと、2 つ目の十字路の角の北側になります。草等ある所があったんですけど、住宅にするには問題ないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

また次の審議案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条により、大澤恵美子委員の退室をお願いします。

事務局

続きまして、番号 2 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。店舗及び修理工場用地、売買。建物の老朽化に伴い移動先を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまりましたため申請するもの。以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員

7 番、木村です。地図の 2 番をご覧ください。50 号を前橋方面に進みまして、○○の手前の信号を右に曲がります。500m位北上しまして、右にあるアパートの北側に現地があります。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。  
大澤恵美子委員は入室をお願いします。

事務局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。  
番号 3 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畠。露天資材置場用地、売買。露天資材置場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。  
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠。建売分譲住宅用地、売買。建売分譲住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。  
以上 2 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 3 番  
議長

番号 3 番について、笠懸第 7 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 3 番をご覧ください。計画変更 1 番の場所なので慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番  
議長

番号 4 番について、大間々第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

6 番委員 6 番、大澤です。地図の 4 番をご覧ください。先ほど 5 条の計画変更で申請のあったところです。分筆した関係で地番の方が○-19 と○-21 となっております。特に問題ないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号 4 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号 4 番について採決をいたします。番号 4 番につい

て原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号4番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号5番、番号6番についてご説明いたします。

番号5番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畠。建売分譲住宅用地、売買。建売分譲住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号6番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畠。営農型太陽光発電所用地(一時転用)、賃貸借。申請地にて営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用の終期を迎えるため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号5番

議長

番号5番について、大間々第13区の担当委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の5番をご覧ください。場所につきましては、大間々の13区というところになります。大間々の南東の端に近い所です。相生町との境になります。場所的には、大間々の南地区なんんですけど、県道78号線太田大間々線と県道3号前橋大間々桐生線の交差点の角に○○スイミングと○○があります。○その交差点を桐生方面に向かって頂いて、○○を通り過ぎて、次の信号のある交差点を20m程越えた所を左折します。北側に入りますと右側に○○保育園を見ながら、その先の右丁字路を右折して、20m程の左丁字路に入った先の所の区画が申請地になっております。状況的には、最近まで作物を作っていましたので、若干の草は生えておりますが、きれいになっております。何ら問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番

議長

番号6番について、大間々第11区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、新井です。地図の6番をご覧ください。桐原でも瀬戸ヶ原という所の人家を通り過ぎて、手振山という山の方へ向かって行くと、水道の貯水地があるんですけど、手振山に向かって行って右側にあります。太陽光となっているんですけど、ブルーベリーが植わってあり管理されているので、慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号7番、番号8番についてご説明いたします。  
番号7番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畠。営農型太陽光発電所用地(一時転用)、賃貸借。申請地にて営農型太陽光発電事業を営んでおり、一時転用の終期を迎えるため申請するもの。

番号8番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、畠。草木ダム河川監視カメラ電源柱設置用地、賃貸借。草木ダム河川監視カメラ電源柱を設置するにあたり、適地が見つかり、賃貸借の話がまとまったため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号7番  
議長

番号7番について、大間々第11区の担当委員より説明をお願いします。

3番委員 3番、新井です。地図の7番をご覧ください。先ほどと同じような所なんんですけど、桐原の○○という施設があるんですけど、その施設を通り過ぎまして、左側に設置してあります。ここも同じく太陽光なんですが、その下にブルーベリーが植わってあって、草刈りもちゃんとしてあり、管理されています。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号7番について採決をいたします。番号7番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　　挙手全員として、番号 7 番の申請は可決いたします。

番号 8 番

議長　　番号 8 番について、大間々第 16 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員　　10 番、星野です。地図の 8 番をご覧ください。この申請地ですが、国道 122 号、桐原地内にかかっており、福岡大橋を渡って頂きますと、丁字路になります。その丁字路を左に行くと貴船方面に、右に行くと小平方面になりますが、それを貴船方面に左に曲がって頂きまして、約 1 km 位行きますと、○○工業の本社があるんですが、その本社の約 100m 位手前を左へ下って頂きますと、約それから 800 m 位あるんですが、そこ行きますとまた丁字路になるんですけど、丁字路になる左側になります。ダムの監視カメラということで何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長　　説明が終わりました。番号 8 番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長　　意見等ないようですので、番号 8 番について採決をいたします。番号 8 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長　　挙手全員として、番号 8 番の申請は可決いたします。

事務局

続きまして、番号 9 番についてご説明いたします。

番号 9 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町塩原、畑。露天駐車場(一時転用)、賃貸借。初詣客に対する臨時駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、賃貸借の話がまとまったため申請するもの。

以上 1 件の審議について、よろしくお願ひいたします。

番号 9 番

議長　　番号 9 番について、大間々第 16 区の担当委員より説明をお願いします。

10 番委員　　10 番、星野です。地図の 9 番をご覧ください。この申請地ですが、先ほどの福岡大橋を渡って頂きまして、貴船方面へ向かって約 1.5 km 位行きますと、神社があるんですが、神社の初詣のお客様の駐車場ということで、毎年出ているのですが、何ら問題はないと思います。慎重審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。番号9番につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、番号9番について採決をいたします。番号9番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員として、番号9番の申請は可決いたします。

#### 議案第4号

会長 日程第4議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があつたので、決定を求める。

令和7年11月25日提出、みどり市農業委員会 会長 小林利信。今回は新規設定が5件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は8筆あります。

番号1から4番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号5番、大間々町塩原、台帳、現況とも田となります。

番号6番、笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

番号7番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

番号8番、笠懸町鹿、台帳、現況とも畑となります。

新規設定5件の地積合計は、11,934m<sup>2</sup>となります。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ござりますか。

(意見なし)

議長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和7年11月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和7年11月25日 午後2時15分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人  
会長

小林利信

5番委員

今泉達夫

6番委員

大澤恵美子